

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる
協議が調っていることの証明書

令和6年1月26日付大阪市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
別紙のとおり

2. 協議が調っている運行態様及び運送の区間
運行態様：区域運行（道路運送法 第21条）
運送の区間：別紙のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃及び料金の種類		運賃及び料金の額	
普通運賃	片道	大人	500円
		小児	大人普通旅客運賃の半額
		幼児	同伴者1人につき2人まで無料 3人目から大人普通旅客運賃の半額
運賃の割引 (営業割引)	乗り放題パス	表-2 乗り放題パス旅客運賃表参照	
	回数券	表-3 回数券旅客運賃表参照	
決済手段	現金	降車時に支払い	
	クレジットカード	降車時に支払い	

旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

(ア) 旅客運賃の割引

① 乗り放題パス

- ・家族会員運賃は、乗り放題パスを購入した旅客が同居する家族（最大6名まで）

表-2 乗り放題パス旅客運賃表

期間	大人・小児	家族会員
30日	6,000円	1,000円
1日	1,500円	—

② 回数券

- ・回数券は、旅客が期間内において利用回数内での利用可能
- ・回数券は、北区エリア及び福島区エリアの営業区域内の利用において共通で利用可能

表-3 回数券旅客運賃表

回数	大人・小児
20回	8,000円
10回	4,200円
8回	3,500円
5回	2,300円

4. 運行時間帯及び時間帯別運行回数

7時から22時まで

1台1時間あたり最大3便運行（1時間あたり最大45便）

5. 使用する車両及び台数

ワンボックス車両《通常車両》（乗車定員（運転席除く）9名） 15台（最大）

予備車両 10台

6. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 運行事業者

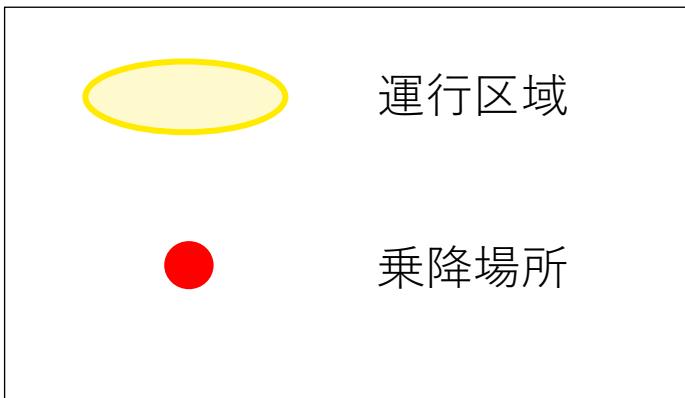
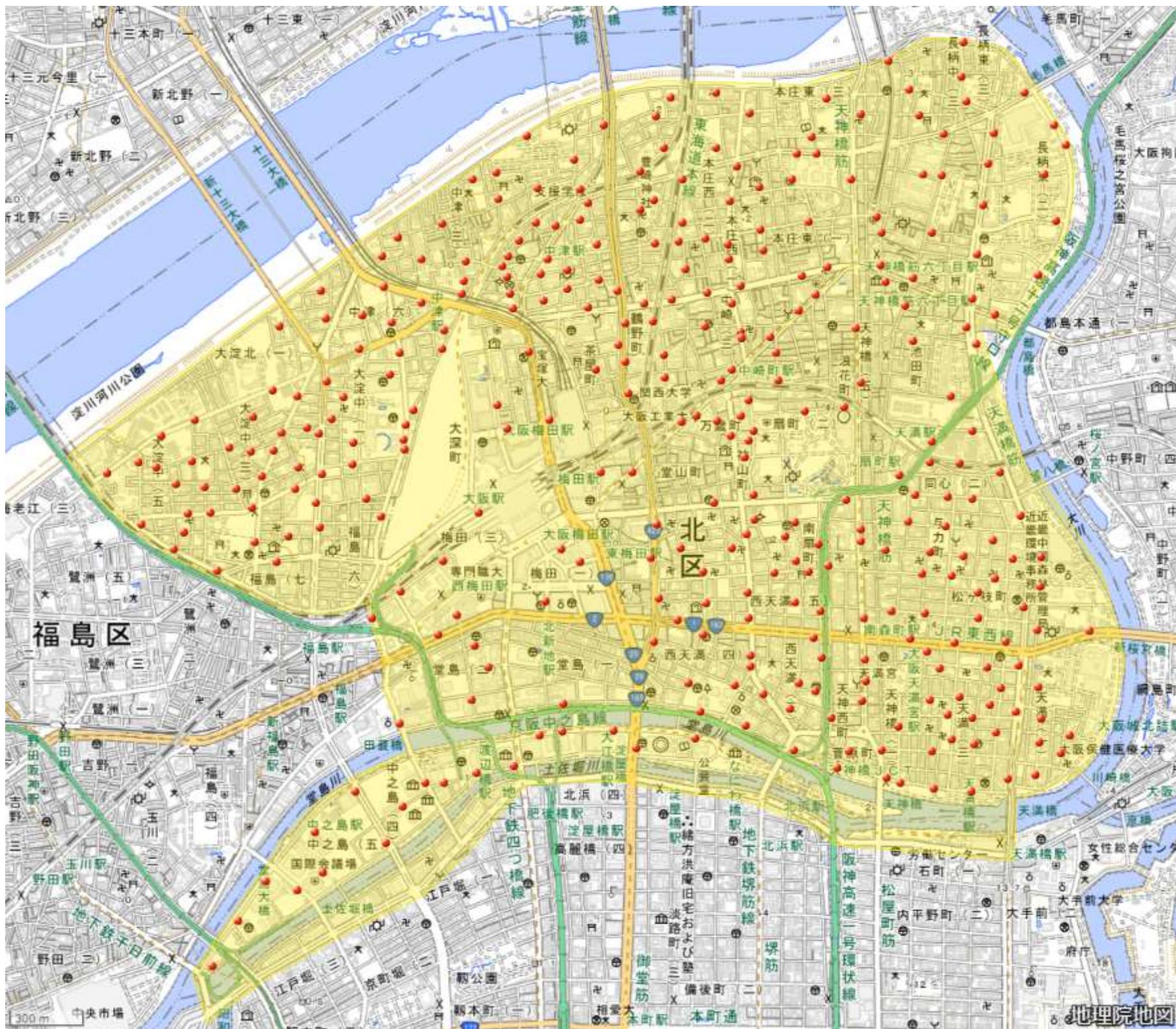
【参考】

- ・ナショナルタクシー株式会社（道路運送法 第21条申請予定運行事業者）
- ・ユタカ中央交通株式会社（道路運送法 第21条申請予定運行事業者）
- ・日本タクシー株式会社（道路運送法 第21条申請予定運行事業者）
- ・狩野観光株式会社（道路運送法 第21条申請予定運行事業者）
- ・梅田交通グループ（北港タクシー株式会社、梅田交通株式会社、梅田交通第二株式会社、梅田興業株式会社 他）（道路運送法 第21条申請予定運行事業者）
- ・大新東株式会社（道路運送法 第21条申請予定運行事業者）

令和6年1月26日
大阪市地域公共交通会議

会長 内田 敬

運行区域（北区エリア）



Community Mobility株式会社：mobi北区運行地図
出典：国土地理院ウェブサイト
(<https://www.gsi.go.jp/top.html>)